

令和7年3月4日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
町参事兼総務課長	山 下 光 雄
富来支所長	吉 村 満
企画財政課長	村 井 直
デジタル情報課長	三 野 善 明
税 務 課 長	中 田 龍 一
住 民 課 長	横 田 義 浩
子育て支援課長	東 山 和 憲
健康福祉課長	宮 下 隆
環境安全課長	上 滝 達 哉
商工観光課長	福 田 秀 勝
農林水産課長	前 田 稔

まち整備課長	山内 勉
富来病院事務長	笠原 雅徳
会計管理者(会計課長)	平野 雅巳
学校教育課長	藤井 専
生涯学習課長	大島 信雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向井 徹
議会事務局参事	飯田 一也
議会事務局次長	坂上 大輔

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 報告第2号、議案第4号ないし第23号及び議案第25号ないし第32号並びに町政一般（質疑、質問）

日 程 第 2 町長提出 議案第4号ないし第23号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第1号、第2号（委員会付託）

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長提出 報告第2号、議案第4号ないし第23号及び議案第25号ないし第32号並びに町政一般（質疑、質問）

福田晃悦議長 次に、町長から提出のありました報告第2号、議案第4号ないし第23号及び議案第25号ないし第32号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。

会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

1 番 小李克嘉君。

小李克嘉議員 はい、議長。

1 番 小李克嘉です。

それでは復興へ進展する志賀町の再建についてご質問します。

昨年の 12 月に国の査定が終わり、今年から本格的に始動していく志賀町の復旧ですが、同時進行していかないといけないのは、地域経済の再建です。地域経済に観光や、商業の活性化や、交流人口の拡大が復興の基本かと思います。今まで以上に新しい取り組みや、志賀町で特出した取り組みが必要とされると思います。

商業では新しい工業団地も計画され、企業誘致も期待されますが、工業団地での起業誘致だけではなく、大きなショッピングモールや全国に展開する販売店などもその対象にして取り組んでいただきたい所であります。

今は解体業者や復興業者などが多く志賀町に来てくれており、飲食やサービス業などの利用者も多く影響が出始めていますが、一過性で終わらないためにも今の状態を利用して、飲食店の増加やサービス業の発展だと思っています。

また公共サービスの充実や、子育て世代への支援なども定住や増加の観点から必要になってくると思います。

そうした中、給食の無料化など良い取り組みに加え、新しい取り組みが開始されます。予約制乗り合い交通の「しかばす いーじー」や、PayPay によるキャッシュバックなど、今までにない取り組みが開始されます。とても素晴らしくこの取り組みは大変期待しております。ぜひもっと詳しくお尋ねしたい所ではありますが、ですが、この事業も他の市町ではすでに取り組んでいることで二番煎じです。

そこで独自の新しい、周りがうらやましいと思えるような、自慢できるような政策が必要なのではないでしょうか。

観光においては、観光協会などの今後の取り組みが注目されていると思います。私としても補助金や助成金などを活用した今後の展開を期待しますが、やはり行政がハード面を先行し、改善していき、観光協会や商工会などほかの団体に限らず企業や小さな団体などがもっと活用し、賑わいを創出できる地盤を作っていくべきではないでしょうか。

私は志賀地域には商業を目的とした複合型防災施設、そして富来地域には観光を目的とした複合型防災施設が望ましいと考えています。もちろんこれは町民の声でもあります。全天候型の公園や遊具施設が欲しい。こちらも同様に町民から上がっている声です。

これは以前より幾度の場面で私が訴えていますが、根本は来町者を増やし、志賀地域には飲食や商業的賑わいを、そして富来地域では観光やレジャーで賑わいを創出して交流人口の増加や、今ある復興業者などによる賑わいの影響である交流人口増も継続させていく事が大切と言う考えです。そのためには他市町のモデルケースとなるような取り組みにチャレンジしてもらいたいところであります。

それではここで、お尋ねいたします。

先ほど言いました PayPay の事業と、「しかばす いーじー」、こちらは何を改善し、何を目的として行われるか、また趣旨や狙いなどをお聞かせください。

そして今後の観光の観点や交流人口増加などを「かえる志賀町」をテーマとして進行していく町ですが、現在、町の取り組みとして地域の賑わい創出や町民の住みやすさを議論されていると思いますが、どのような話し合いをされているのでしょうか。

「かえる志賀町」や復興計画のテーマではなく、もう少し具体的な指針や現状をお聞かせ願いたいと思います。

また最後に、町長の描く志賀町の復興とはどのようなイメージでしょうか。地域の賑わい創出や、町民の住みやすさという点でお答えください。住民としては町長が目指すイメージが伝わった方が理解できるかと思います。

ぜひよろしく願いいたします。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

小林議員の「復興に向けた志賀町の再建について」のご質問にお答えいたします。

ご質問の「PayPay ポイント還元事業」は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、エネルギーや食料品価格等の物価高騰に大きな影響を受けた町民や地元事業者を支援し、幅広い消費喚起と地元経済の活性化を図るため、スマートフォン決済アプリ「PayPay」と連携して、利用者にポイントを還

元するもので、既に実施している自治体もありますが、本町では初めての実施となります。

実施期間は、本年5月7日から7月6日までの約2か月間を予定しており、予算がなくなり次第終了となります。

この期間中、一部の店舗を除いて、町内のPayPay 決済可能な店舗で利用した金額の20パーセントが後日ポイントとして付与され、8,000ポイントを上限として還元するものです。

昨年、七尾市や中能登町が実施した際には、志賀町の方がポイント還元を求めて、買い物をする姿が見られましたが、今回は、本町での実施ということで、町内での購買活動に繋がり、地元経済の活性化が図られるとともに、今までキャッシュレス化と距離を置いてきた高齢者の方がキャッシュレス決済を始める一つのきっかけになるものと考えております。

次に、「しかばす いーじー」の導入目的等についてであります。本件については、これまでに3回にわたり議会全員協議会で説明させていただいたとおり、利用者の減少や運行コストの増大などの理由から、町地域公共交通活性化協議会での協議を経て、A I、即ち人工知能を活用し、乗り合いでの最適なルートを選定して運行する「予約制乗合交通」に見直しするものであります。

これまでの定時定路線の「しかばす」では、路線ごとにルートとダイヤが決まっていることから、例えば、隣の地区の集落に行きたくても、1日数便の中で乗り遅れると、次のバスが2、3時間後となるほか、高浜バスターミナルで乗り継がなければなりません。接続の時間が合わないなど、煩雑で不便であることから、改善を望む声が多く寄せられていました。

利用者数については、合併当初は年間10万人を超えていましたが、近年の人口減少に加え、高齢者の運転免許取得者が多くなったことから、現在は4万人程度となっています。

また、運行事業者においては、運転手不足が課題となっており、さらには、今回の震災により、道路が損壊し、一部で運行できない区間が発生したり、町内10か所に新たに仮設住宅が整備されたりしたことなど、町の状況は大きく変わり、こうした状況に対応した運行形態への見直しが必要となっていました。

このようなことを背景として、本年4月からA Iを活用した予約制乗合交通

「しかばす いーじー」を運行することとしたものであり、これにより、町民生活の利便性の向上や観光客に対する２次交通の課題解消につながるものと考えております。

次に、「地域の賑わい創出や町民の住みやすさに対する話し合い」に係る具体的な現状についてであります。昨年９月に、富来商工会長の呼び掛けにより、「道の駅とぎ海街道周辺の再開発」を提案するため、富来商工会、町観光協会、金沢大学、いこいの村能登半島、能登官民連携復興センター、これらに町からも担当職員が加わり、総勢20人を超える検討組織が立ち上がり、これまで定期的に会議を開催し、地域の賑わい創出や地域振興についての話し合いが進められています。

現在、各施設の機能や新しい取り組みに向けたことを話し合っており、あと数回の会議で全体の取りまとめを終える予定とのことです。

このように、行政ではなく、住民、民間からの呼び掛けを契機とした行動は、復興を進めていくうえで大いに歓迎されるものであり、町としてもバックアップし、官民連携の復興を進めていきたいと考えていますので、議員におかれましても、こうした働き掛けをお願いするものであります。

次に、「私の描く志賀町のイメージについて」です。

議員が示された「志賀地域には飲食や商業的賑わいを、富来地域には観光やレジャーで賑わいを創出し、交流人口の増加を図る」ということについては、平成19年策定の第１次総合計画及び平成29年策定の第２次総合計画において、既に議員ご提示のような形で両地域を位置づけて施策を展開しており、令和８年度から10年間を計画期間とする第３次総合計画においても、そのスタンスは継続していくものと認識しています。

第３次の計画策定においては、町民アンケートのほか、町民との意見交換会、パブリックコメント等の実施により、広く意見や提言を吸い上げていく中で、有用な施策を考えていきたいと思います。

先例となる阪神淡路や東日本大震災、熊本地震などの事例を見ましても、復興における特効薬的な施策はなかなかありません。地道に、かつ確実に事業を進めていくことが復興への近道ではないかと思っています。

なお、復興を進める中で、行政だけの力では成し遂げることができない施策が

多く、国・県はもとより、住民、町内外の民間事業者など、あらゆる方々との協力や連携が必要でありますので、皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

以上、小林克嘉議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。答弁の方ありがとうございました。

今始まる新しいこのPayPay 事業、「しかばす いーじー」に関しましては、私も大変期待をしているところであります。

また、私の方も個人的な見解にはなりますが、先程、質問した中で、ハード面の先行の改善ということも私の方から言っていましたが、私の思いとしては、今あるもので言えば巖門や増穂浦リゾート、そしてヤセの断崖、富来を代表する観光場所でございます。

また志賀地域では、スポットといえば弁天島であったり、そして施設でいえばシ・オンであったり大島キャンプ場、そしていこいの村など、その他スポーツ施設等が代表的だと思います。町外からもっと人を誘致するためには、その場所の設備や環境の改善こそ、ハード面の強化だと思います。

また新規建設ももちろんハード面の充実だと思います。現在のままでは今後、補助金や助成金などを利用し、催しをしても一過性のイベントになってしまうと思います。今一度町が、ハード面を強化して観光協会や他の団体や民間団体、そして企業、その他皆様が利用して盛り上げていってくれることを期待したいと思います。

また、独自の取り組みに関しましては、現在の計画の防災公園と防災施設だけではなく、複合型施設で町民からの声も多い、全天候型や商業が絡んだ羽咋のような、ラクナに似た、志賀町に商業施設、そして時には震災記念館や観光や、そして視察誘致なども考えた複合型施設が好ましいと個人的には思っております。

いろんな団体が利用したり、そして学校などの学生がその場所を利用し、活用してもらうことなど、もっと可能性も広がると思います。

また、スケボーパークも被災にあり、今となって仕方がありませんが、内灘にあるイオンの方には室内型のスケボーパークの方がございます。そちらの方は人で賑わっており、今後こういった展開も期待したいところでございます。志賀町

にはサーフィンもできたり、もっと新しい可能性がたくさんあると思っております。ぜひそのような新しいものにもチャレンジしていただきたいと思いますし、一緒に私としても頑張っていきたいと思っております。またPPPやPFIといった官民・・・。

福田晃悦議長 小林議員、再質問じゃなかったら、ちょっと短めに、お願いします。

小林克嘉議員 はい。

そういったハードの取り組みにも期待したいと思います。

それでは次の質問の方に移らせていただきたいと思います。

地域の高齢化や、世帯減少からくる現状の問題について、ご質問をいたします。

先日私が住まいをしている区での総会の話なのですが今、集会所の運営について解体をするのか、修復して維持をするのかが議論になっていました。

集会所は地域のコミュニティの場であり、区にとってはとても大切な施設です。地震の時には避難所になり、地域の中核であり、大切ということはもちろん、その区に住む皆さんも理解しています。

町長のこれまでの答弁や発言からも、町長自身も、志賀町としても、同じ考えであるということがわかるのですが、ではなぜこうした事が議論になっているかというと、修復するのは補助金で修復できるのですが、今後の維持費や地域の高齢化や世帯減少を考えると維持管理が難しいため、この際に解体してはどうかという意見があるためです。

これは各地域での維持や管理が経済的に厳しい状況と、そうなるであろう要因があるからです。地震の影響でさまざまな問題があり、各地域にはあり、運営や将来が厳しく、各地区で苦しい思いをしている区長がたくさんいると思います。

この様な状態が導く最終的な結論は、集会所の解体や地区の合併、消滅などが推測されます。町としては、区や地域の問題には関与しづらい所であると思いますが、復興目指す志賀町としては、地域に寄り添い、復興計画に地域の助けになるような政策を取り組み、目的に入れてほしいと考えています。

地域のコミュニティが高かったり、絆が強いのは、田舎特有の長所と考えています。ですが、今地域の高齢化が進み、若者や次世代の地域離れが深刻な問題になり失われてきております。そして地震の影響もあり、転居などによる人口流出でさらに加速します。そういったことから、「みらいとうぶ」のような新しい分

譲住宅地には初期の今から対策を考え、建設や整備に加え、取り組んでほしいと思います。

これまでの町長の発言や、復興計画や、担当課などの報告にあるように、災害時に備え、コミュニティの重要性もわかるのですが、先ほど話した内容のように地域は今、継続や持続が難しく、その地域の支えになるような対策が必要であり、町の助けが必要な時ではないかと思っております。

私としては、地区の集会所を活用し、地区に収入が加算されるような取り組みや、転居で空地が目立つ地域の土地が利用される補助や政策が必要と考えます。

ここで質問いたします。地域の過疎化と地域の持続に、町としての見解をお答えください。

福田晃悦議長 山下町参事兼総務課長。

山下光雄町参事兼総務課長 はい、議長。

小林議員の「地域の高齢化や世帯減少する現状について」のご質問にお答えいたします。

自治会とは、地域住民が自らの意志で住みやすい地域づくりを行う自主的な組織であり、地域の安全や防災、地域福祉、環境整備など、コミュニティ活動の中心的な役割を担っております。

一方、人口減少や少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化が進んだことにより、地域コミュニティが希薄になり、これまでの地域行事や伝統文化の継承が困難な傾向であることが、全国的に深刻な課題となっております。

町ではこれまで、人口流出をくいとめ、地域の活性化を図る取り組みとして、能登中核工業団地等への企業誘致による雇用の場の創出や、若者の定住促進に向けた分譲宅地「みらいとうぶ」の整備など、地域の未来を見据えた施策を展開してきました。

また、この度の能登半島地震によって、多くの集会場や神社が被災しましたが、地域コミュニティの再建を図るためにも、県の復興基金メニュー事業を活用し、自治会に対し損傷した集会所や神社などの建替えや修繕のほか、祭礼道具などの修繕についても支援を実施しております。

議員ご質問の公費解体などにより点在化した空き地の利用に対し、補助や施策が必要であるとのことについてでございますが、昨年 12 月議会の一般質問

にも答弁していますように、空き地はあくまで個人の財産でありますので、町の権限が及びません。一団の土地でさまざまな条件等をクリアできれば、区画整理や再開発事業を視野にまちづくり施策を進めることも検討できるかもしれませんが、現状では、所有者自身が「被災者生活再建支援金」や「自宅再建利子助成事業給付金」などを利用して自立再建に取り組むほかありません。

次に、地区集会所を活用し、地区に収入が加算される取り組みについてですが、自治会は地域住民の自主的な運営で成り立つことが原則でありますので、運営経費に対し公的な財源支援をすることは、元来自発的・主体的であった自治会活動の自由度に影響を与える恐れがあるほか、公的な財源支援がなければ、運営の継続が出来ない事態に陥ることが予想されますので、運営経費に対して、町から金銭的な補助をすることは考えておりません。

次に、地域の過疎化と地域の維持に対する町の見解ですが、少子高齢化や人口減少が進む本町においては、区単位でのコミュニティ組織である自治会だけでは活動の担い手不足などにより、活動範囲の縮小や停滞に陥るリスクが高まっております。

このようなことから、町内においては既に地域の自治会間の連携により、祭礼行事や環境整備を共同で行うなど、持続的な活動に取り組んでいる事例が複数あります。

自治会活動の持続可能性を高めることは、地域と行政の双方にとって重要な課題であり、自治会の自助努力に委ねるだけでは解決が難しいことから、町としては地域課題解決のサポートも必要であると考えており、今後、先進自治体の取り組みなどを参考にしながら、何らかの対策ができないか検討していきたいと考えております。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。

ただ今の答弁の方に、町からの金銭的な補助をすることは考えておりませんというふうなご意見をいただきましたが、もちろんそちらの方も理解しております。

ですが、先程、質問の方に上げたように、新しい取組が志賀町では展開されます。そういった勉強会等に公民館ではなく、また集会所などをご利用していただ

くなど、そういったことをして、地域の活性化にもご尽力いただけると幸いに思います。

それでは、3つ目の、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

災害町営住宅について、ご質問します。

議会等でも話題に上がっております災害公営住宅ですが、利用者にとって、町中での買い物や病院が近くにあってほしいなど、いろいろな声を聴きます。

仮設住宅にお住まいの方の、早く転居したいなどのお気持ちもわかりますし、難しい問題であると私も理解しております。先ほど私が質問した地域の過疎化などの問題にも直結している問題であり、いろいろと私自身も調べたり考えたりなど試行錯誤しておりますが、先日行われました全員協議会での有識者を招いての勉強会で私がした質問内容ですが、「公費解体による飛び地、住宅に、そこに住宅を建てることは可能か」という質問ですが、「可能であり、輪島に事例がある」という回答をいただきました。そのような住宅を差し込み型住宅というそうです。

志賀町でもこのような取り組みを取り入れれば、地域の加速する過疎化に一石を投じるのではないのでしょうか。

この災害に対する災害町営住宅は、志賀町としてはどのような思いで作成するのでしょうか。利用者にとっても、町としても、早急に作り、早く被災者の皆様にご提供したい思いはもちろん理解しております。ですが、利用する方は場所や家賃・間取り、こういった点が一番気になるところだと思います。このような思いが地域運営の維持の観点でもあると思います。こうした点にどのようにお応えしたり、今計画している物はどのように対応して、利用者のニーズや地域のニーズに込えているのでしょうか、お答えください。

福田晃悦議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課長 はい、議長。

小林議員の「災害公営住宅について」のご質問にお答えいたします。

令和6年能登半島地震により、住家の罹災判定が全壊や半壊となった世帯のうち、やむを得ず公費解体や自費解体により滅失となった住家が782棟となっています。その世帯の住まいの確保のため、町では、応急仮設住宅を393戸建設しました。

このような中で災害公営住宅は、住家を滅失された被災者のうち、自ら住宅を

確保することが困難な方に対して、町が災害予算で建設する低廉な家賃の公営住宅です。

建設候補地については、昨年9月に国交省直轄チームが実施した、住まいの再建アンケートで、市街地周辺での居住希望が61.7パーセントとなったことから、志賀地域と富来地域の市街地周辺を主として「一定戸数が建設できる一団の土地」での選定を進めており、現在、現地調査に向けて準備しているところであります。

議員ご質問の、公費解体後の飛び地での建設については、事例として、輪島市が平成19年能登半島地震を受け、「戸建て型公営住宅」を4棟建設しております。これは、敷地の所有権を市に無償提供し、市の所有地としたうえで、戸建ての災害公営住宅を建設し、家賃低廉化措置が解除される10年後に「入居者に対し希望があれば土地は無償返還し、住家は有償譲渡する。」といった計画のもとで建設したものであります。

しかし、10年後の譲渡となった際、入居していた4棟の世帯主のすべてが死去しており、譲渡先相続者がいない、または、相続者はすでに別の居住先があり、土地も含めて希望しないなど、計画していた入居世帯への有償譲渡が無く、目標とは違う形となりました。

その後、市では、空き家物件の対応策として、別世帯へ向けて公売し、4棟のうち2棟を売却、2棟が現在も空き物件になっているとの状況で、市では将来的な負担を考え、この事例を除いて、同様な取組は行っていないとのことでした。

町としては、輪島市の取組の現状を鑑み、飛び地での整備に関しては、適切ではないと判断しております。

国は、この「災害公営住宅の空き」に対して危惧しており、建設戸数や建設箇所の精査を慎重に行うよう、県を通して指導しており、町としても、国交省直轄チームのアドバイスを受けながら、市街地周辺での建設や、今後の「住まいの再建の意向調査」により建設戸数を精査する予定としております。

町では、災害公営住宅を将来的に町営住宅として運営していくこととしており、富来支所横などで恒久的に建設した木造長屋仮設住宅158戸の転用も視野に、既存の町営住宅も含めた戸数調整をしていきたいと考えております。

住居の「地域のニーズ」や「過疎化対策」に関しては、将来の空き家対策も含

め、町全体の課題として検討が必要となります。

復興計画でも、エリアを志賀地域・富来地域の2つに大別した土地利用ゾーニングを提示しており、スムーズで、早急な復興が実現できるものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。

災害住宅に関しまして、いろんな意見、いろんな見解もあり、また、まち整備課としても、たいへん難しい問題ということも理解しております。

その中でも、またこの空き地・とび地の活用法についても、ぜひまた皆様で議論していただき、地域の助けになっていただければと思います。

また、現在のトレーラーハウスや仮設住宅なども再利用したプラン等もあれば、今後の展開なども期待しておくところであります。

それでは私からの質問は、これ以上にして、終わらせていただきたいと思います。

福田晃悦議長 6番 南正紀君。

南正紀議員 議長。

おはようございます。6番 南正紀です。

本定例会におきましては、3点について質問をさせていただきます。

最初に、復旧・復興事業者のトラブルについてをお聞きさせていただきます。

冒頭、この質問をさせていただくにあたりましては、ほとんど全ての事業者の方、あるいはボランティアで汗を流されている皆さまにおかれましては、復興を遂げた能登の姿に思いを馳せ、地元に寄り添いながら一生懸命従事していただいていることは、十分に承知をしているということは申し上げておきます。

未曾有の大地震災から1年を経過いたしました。昨年12月に国の災害査定も終了し、災害復旧事業費における原型復旧や、改良工事費を踏まえた改良復旧などが加速する段階へと至って参りました。

これまで遅々として復旧復興が進まないと思われていた住民の方々もたいへん多いかと存じますが、町職員の皆様方による、全力を上げて努力していただいた結果、公費解体も急ピッチで進んでおりますし、これからはいよいよ本格的な災

害復旧事業が進むということで、今後については大きな期待を寄せられていることかと思えます。

町中の建物がたいへん、たくさん解体されてしまったことにつきましては、町の姿も一変してしまいまして、大変寂しい思いもありますし、住宅を失った方々も心痛はいかばかりかと察し上げますが、これも復旧復興の第一歩であるというふうに前向きに捉えていこうかなと思っております。

そのような中から、復旧復興事業者におけるトラブルが散見されております。

復旧事業者の車両における交通トラブルや交通事故など、あるいは解体業者における近隣とのトラブルの発生などが報道でも多く取り上げられているのは承知のことと存じます。

私自身も、歩行者の安全を顧みない危険な運転をする車両ですとか、黄色の信号を急加速をして通過していく、たいへん危ない運転をされるようなシーンを見かけております。

こうしたことによって事故が発生しないかということ、本当に心配しているところでもあります。

また、最近、隣の住宅を解体している業者が自宅を破損させたというようなトラブルの事例も住民の方からお聞きしておりますし、それについての業者の対応も非常に悪かったということで、たいへん辛い思いをされたという事例も聞いております。

私が所属します志賀町民宿組合におきましても、これまでに宿泊費の未払いが複数件確認されておりますし、極めて悪質な什器備品の破損などの報告もされております。

私からは、組合員の皆様方におかれましては、自己防衛に努めるようにということで周知をさせていただいておりますとともに、各方面に対しまして、お力添えをいただくということですとか、協力を求めるということも行ってきたところでもあります。

ごく一部の心無い業者の行いが、復旧復興に、全体に、悪影響を与えることは決してあってはならないというふうに感じているところであります。

これらの問題に際しましては、行政が積極的に関与することは非常に困難である、民間に対して入ってくることは非常に困難であることは十分に承知をしてお

りますが、町の安心安全を守る立場として、行政側として、そうしたトラブルの未然防止に努めなければならないというふうに感じておりますとともに、各住民の皆様に対する安心感を与える周知活動、これらもたいへん重要になってくるかと思えます。

これらにつきまして、町長のご見解を聞かせてください。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

南議員の「復旧・復興事業者のトラブルについて」のご質問にお答えいたします。

現在、町では災害査定も終わり、道路や上下水道などの復旧工事が今後本格化していきませんが、復旧工事が進むにつれ、議員ご指摘の復旧・復興事業者のトラブルも増加していくものと懸念しているところであります。

現在、本町での公費解体については順調に進捗している一方で、解体事業者は、全国から集まってきているため、地理や道路に不慣れな面もあり、車両による交通事故も数件発生しています。

このため、事故を未然に防ぐため、事業者間で事故内容を共有しているほか、労働基準監督署から講師を招き、事業者を集めて安全大会を実施するなど、交通事故のみならず作業中の事故防止や安全対策の意識の高揚に取り組んでいます。

また、家屋解体時における近隣とのトラブルについては、特に住宅密集地では、家屋が敷地いっぱい建っている場合も多く、近隣の建物所有者や地権者の協力がないと解体出来ない状況も少なくありません。

このため、解体事業者は保険に加入し、誤って近隣の建物や工作物などを損壊した場合、事業者側の責任において修理等を実施しております。

現状、このような事故やトラブルが少なからずあるということは、町としても十分承知しており、情報の収集や、解体事業者等と連携を密にして、町民の苦情等に真摯に向き合い解決に努めているところであります。

なお、事業者の宿泊費未払いや悪質な什器備品の損壊といったトラブルについては、町内の宿泊施設より未払いの相談を1件受けておりますが、宿泊施設と事業者との契約であり、町が直接調整することは困難であることから、弁護士会の相談窓口を紹介し、対応していただいているところであります。

今後、このような復旧・復興事業者が関わるトラブルの未然防止と町民の不安解消に向け、関係機関と情報を共有し、対策を講じていきたいと考えております。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

ただいまの町長の答弁のとおり、確かに民・民に介入することは非常に困難であることは十分承知をしておりますし、公費解体につきましては、町が直接発注するわけではなくて、解体物、構造物解体協会でしたか、が、発注するということで、町が直接的に関与していないということは承知をしておりますけれども、住民の皆様様の安心・安全のために、ぜひともそういったことも情報を集めながら対処していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、児童、生徒に対する交通規制の教育等についてをお聞きいたします。

近年の交通移動手段の発達というものはたいへん目を見張るものがあります。利便性の向上や時間効率が大幅にアップするなど大きな恩恵を受ける一方で、それらに起因する問題も多く発生しているというところでもあります。

電動アシスト付き自転車を含むシニアカーですとか、最近では電動キックボードなどの乗り物も盛んに皆さん利用されていると思いますが、これら運転免許を必要としない乗り物については、道路交通法や交通規範の教育を受けずに利用する方もたいへん多いと思われまますので、それに起因する事故も多いのかなというふうにも心配しているところでもあります。

自転車等の軽車両については、酒気帯び運転が厳禁されていることは広く皆さんご存じのことと思いますが、自転車例えば一時停止違反をした場合に3か月以下の懲役、5万円以下の罰金に処される可能性があるということはあまり広く知られていないのかもしれないかもしれません。

いわゆるながらスマホ、スマホを操作しながら自転車などを運転することにつきましても、6か月間以下の懲役、10万円以下の罰金というけっこうな厳罰であるにも関わらず、町中でそうした姿を見かけることは決して珍しくはありません。

またシニアカーは乗り物なので、軽車両のように見えますけれども、道路交通法上は歩行者扱いとなることもあまり知られていないのかもしれないかもしれません。

歩行者扱いですから、車道を走ることはできず、歩道を走らなければいけないということなのですが、歩道の管理や整備が十分でないために、やむを得ず車道を走るというケースもあるのだらうと思います。

ただ、そうしたことで事故に巻き込まれる危険性が非常に高いわけですから、皆さんも是非、車上を走るシニアカーなどを見かけたら、安全に対してお声掛けをいただければなというふうにも思います。

いずれにしても、こうしたことに起因する不幸な事故を未然に防止するためにも、児童生徒に対する教育指導が必要だと思いますし、また広く町民の皆様方に向けても、周知活動、啓蒙活動が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

また、本県石川県は、自転車乗車に際しては、保険の加入が義務付けられています。が、これは罰則のある制度ではありませんので、すべての皆様が保険に加入するということはなかなか難しいだらうと思います。

そのような中、本町の自転車通学をする生徒、学校を通うために自転車を利用している生徒については、どの程度、こういった保険に加入をしているのか、あるいは加入するように促進をしているのかという実情について、現状をお知らせいただきたいということと、こうした自転車通学をする子ども達が、不測の事態に巻き込まれないように、是非とも、保険に加入していただきたいわけですが、中学期間3年間に対して、保険加入料を助成する制度を創出することができないか、是非ともご検討をいただきたいと思います。

教育長のご答弁をお願いします。

福田晃悦議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

南議員の「児童生徒に対する交通規範教育等について」のご質問にお答えをいたします。

近年の交通手段の多様化は、私達の生活をより便利で快適なものにする一方で、新たな課題も生じております。

特に、電動アシスト自転車やシニアカーなど、運転免許を必要としない新しい乗り物は、手軽に乗れる反面、交通ルールやマナーを十分に理解しないまま利用している人も多く、交通事故の原因にもなっております。

このような現状から、子ども達が早い段階で交通ルールやマナーを学ぶことは、

将来の交通事故を減らすうえで非常に重要となります。そのため、学校では、これまで警察や交通安全協会と連携いたしまして、守るべき交通ルールやマナーを身に付けるための交通安全教室を実施してまいりましたが、今後も、関係機関と連携いたしまして自転車の乗り方を含む、より実践的な交通安全指導を実施してまいりたいというふうに考えております。

さて、本年度の自転車通学の許可生徒における自転車保険の加入率でございますが、志賀中学校では84パーセントであり、加入率100パーセントを目指しまして、学校の入学説明会やPTA総会、自転車通学許可申請などの機会を捉えて、保護者の方に自転車保険への加入を求めています。さらに、令和7年度から自転車通学の許可条件といたしまして、自転車保険の加入を確認する書類の提出を求めることといたしました。

なお、富来中学校につきましては、昨年の震災以降、道路状況の悪化に伴い、自転車通学を禁止しております。令和7年度におきましても、引き続き同様の措置を講ずることとしておりますが、自転車通学を再開する場合には、志賀中学校と同様の対応といたします。

議員ご提案の、自転車通学期間における保険加入料の助成についてですが、保険には個人賠償保険や自動車保険の特約、団体保険など、補償内容や保険料もさまざまであり、個別に助成することは困難であることから、現時点での助成制度を設ける予定はございませんが、今後の状況を注視いたしまして、判断してまいります。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

ご答弁ありがとうございます。保険加入の助成制度、なかなか難しいということとありますけれども、かねてよりバス通学と自転車通学に対する助成の差があまりにも大きいんじゃないかということは言われておることでありまして、ぜひとも自転車通学に手厚い助成をお願いしたいこと申し上げます。

それでは最後に、庄田副町長の在任中の所感についてをお聞きいたします。

今回庄田副町長が今月末に任期を満了することとなりますが、現在において任期後に再任となるのか、任期を終え、後任が選任されるのか、任期満了し、後任

がなしとなるのか、町長サイドからは未だ何の説明もありません。

副町長の人事という町にとって極めて重要な案件について、何も音沙汰がないことについては、議会内においても不満の声が多く聞かれているところであります。

人事の同意案件につきましては、以前にも採決直前の全員協議会で案件説明がりましたが、その際、氏名、住所、生年月日は示されましたが、人物の経歴や主な実績等については提示がされず、時間的にも、資質についても到底十分な審査ができるものではないということで紛糾した経緯もあり、以後につきましては、適切な説明を求めてきたものであります。にも関わらず今回、本町の最重要人事について事前の説明がないことについては、いささか残念な気持ちであります。

庄田副町長におかれましては、平成25年4月1日に着任以来、3期12年を長きに渡り町政運営に重要かつ大きな役割を担っておられました。

県庁において重要なポストを歴任してきたことに加え、勤勉さゆえの勉強による豊富な行政経験と、見識をいかんなく発揮する姿は、頼もしくもありました。

各種会議におきましては、説明員の答弁に際し、絶妙なタイミングで補足説明を行う、答弁に窮した説明員に代わり、正確な答弁を行うなど、我々議会側にも大きな安心感を与えていただきました。

また町長の代理職務をそつなくこなすとともに、広く熱い人脈をもって町内外との各種調整にも遺憾なく力を発揮していただくとともに、その人柄から町民の皆様との関係も良好であり、まさに副町長に相応しい人物であると感じております。

加えて、県庁出身という点や、県関係国会議員や地元県議会議員との関係も極めて良好であり、町と国、町と県との橋渡し役として大きな役割を果たしてこられたとともに、議会と執行部との融和に努める姿も大変印象的でありました。

さらには今回の震災対応におかれましても、そうした御自身の能力を最大限発揮していただいたと推察をしております。本町の震災対応は、庄田副町長あつてこそ、であると感謝を申し上げますとともに、切に続投を希望するものであります。

現時点で任期後の処遇につきましては、知る由もありませんが、今回任期満了を迎えるに際し、御自身の任期中における所感をお聞かせ下さい。

福田晃悦議長 庄田副町長。

庄田義則副町長 はい。

南議員の「私の在任期間中の所感について」のご質問にお答えをいたします。

まずは、ただいま南議員から、私の3期12年の仕事ぶりに関しまして、一定の評価をいただけたことに深く感謝を申し上げたいと思います。

平成25年4月に石川県職員から副町長に就任したわけでありますけれども、この12年、県職員であれば、職務その他さまざまな面で、なかなか経験できないことを経験させていただいたと思っております。

職務に関して、12年間を振り返って見ますと、1期目には、少子高齢化、人口減少時代を迎える中で消滅可能性都市ということが言われ、地方創生に向けて、志賀町でも地域活性化のためにさまざまな取り組みを進めてきました。

2期目には、「第2次志賀町総合計画」に基づく各種事業や施策を推進してきましたけれども、令和2年から新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、社会経済活動をはじめ、私たちの生活様式も一変する事態となりました。

そして3期目は、このコロナ禍が継続する中でさまざまな対応を行い、令和5年5月に感染法上の分類が緩和され、これからさまざまな施策を推進していかなければならないというところで、令和6年の1月、能登半島地震が発生し、正直、3期目はこの感染症対応、地震対応で終えたというような印象を持っております。

現在も震災対応が続き、これから本格的な復旧、復興に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

もともとあった課題を踏まえ、未来志向に立って以前よりも良い状態に持っていくという「創造的復興」につなげていくためにも、これまでの発想を大きく変えていく必要があります。

今回の地震対応を見ても、防災計画の実効性や、インフラ整備のあり方など、これまでの常識が通じず、さまざまな課題が顕在化し、その考え方を大きく見直し、新しい施策、新しい整備手法、技術なども取り入れていく必要があります。

震災からの復旧、復興は、できる限り丁寧に、かつ、スピード感をもって進めていかなければなりません。

私が平成25年に就任した時にも申しましたが、町の施策等の方針決定は、石川県と比較して非常にスピーディであると感じました。これは県と比較して組織の

規模から、その決定までに段階を踏むことが少なく、すぐにトップである町長の意思決定が確認できるということがあると思います。これは大きな強みであり、これを今まで以上に円滑に行うことによって、よりスピーディに復旧、復興につなげられると思います。

そして、今後の志賀町にとって、中長期的な視点をもった取組も必要となります。

来年度の当初予算で第三次志賀町総合計画の策定に関する予算を計上しましたが、この計画は、復興計画を引き継ぎ、町の中長期的計画を取りまとめるものです。

総合計画の策定に当たっては、各種施策の実効性をより高めていくためにも、これまで以上に、人口動態や経済状況など各種統計データなども分析し、具体的な根拠を明確にして、先ほど申したように新しい発想も取り入れ、取りまとめていく必要があります。

このようなことを考える中で、少し職員の皆さんへの苦言のような形にもなりますけれども、職員の皆さんは、新しいことを取り入れようとすると、常に抵抗があるような感じも受けています。特にこれからDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていかなければなりません。これにより大きく仕事の進め方も変わってきます。皆さんには、前例にとらわれることなく、斬新なアイデアを持って、仕事に取り組んでいただければというふうなことも感じております。

震災対応に加え、行政需要も変化し、業務が多様化していく中で、国、県はもとより、さまざまな思いを持った住民の皆さん、さらには民間団体など多様な方々の力も取り入れながら、行政運営をしていかなければならないと思います。

今後まだまだ大変な時期が続きますが、新しい発想も取り入れ、さまざまな協力体制を作り上げていかなければ志賀町の発展はないのではないかと思いますので、皆さんのご理解・ご協力をお願いし、私の3期12年の所感とさせていただきます。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

ただ今副町長の答弁を聞きながら、共に過ごした3期12年、懐かしいなという

ふうにも振り返っておりました。任期後はどうなるか知る由もありませんが、いずれにしても今後の副町長のますますの活躍をご祈念申し上げ、以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

福田晃悦議長 ここで暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時00分 再開)

福田晃悦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

日本共産党の中谷松助です。私は第1回定例会に際し、5点について、一括して質問をさせていただきます。

まず、はじめに、道路穴ボコ損傷個所の即修を、についてであります。

発災から一年、町をはじめ関係者の皆様のご奮闘で、最大限の道路復旧、補修が行なわれているところであります。

ただ一方で、以前からあったものもありますが、小さな損傷箇所が冬期間中に進行して、軽視出来ない大きな損傷箇所となっている所が多々あります。

そして、これらの何げない小さいと思われる穴ボコ、アスファルトの切れ目、段差等で自動車タイヤのパンクというより鋭角なところで裂傷させている、切っているという声をよく聞きます。自動車等のパンク等というのは、本当に危険を伴うもので、思わぬ二次の事故につながりかねません。国道、県道、町道問わず大がかりな復旧補修が待たれるところではありますが、同時並行で目の前の小さな穴ボコ等の見過ごす事の出来ない安心安全確保のための即刻保守、いわゆる即修も合わせて行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

2点目は、町内の訪問介護事業所を守られたい、についてであります。

今、高齢者の在宅介護を支える訪問介護事業所が、前後区各地で次々と休止、廃止に追い込まれています。

昨年4月に自公政権が訪問介護の基本報酬を2～3パーセント削減したことで、事業所の消滅が加速。訪問介護事業所がない自治体は昨年12月末時点で全国107町村となり、わずか半年で10町村増えました。豪雪地域や過疎地域ほど顕著な状

況となっています。

介護保険制度創設から今年4月で25年です。国が制度改悪や介護報酬削減を連続して実施してきた結果、必要なサービスが受けられないなど制度の崩壊が起きています。本町でも例外ではないはずです。本町では訪問介護事業所は2か所ありますが、どこも大変だと思います。国からの介護報酬引き下げ、ガソリン代等の高騰、人手不足等々、営業努力だけでは経営が成り立たないと思います。

したがって、今本町内の訪問介護事業所を守るためには、町からの支援がどうしても必要だと思います。せめて、介護報酬引き下げ分を町が補填することや、高くなっているガソリン代を補助するなりして、営業と雇用を支えて、何としても、私たちの老後の安心を支える町内の訪問介護事業所が持続出来るように支援していただきたい、守っていただきたいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

3点目は、町立公民館施設等の早期復旧修繕を、についてであります。

今、先の被災でいくつかの町管理の公民館等施設が破損したままの状態となっています。特に富来地域の公民館等施設の傷み具合が悪い状態となっています。富来地域の公民館等施設は平屋で広い畳の間と広い炊事場があり、多目的に使い、地域の憩いの場、交流の場としてなくてはならない重要な施設となっています。したがって早急な補修修繕を行い、地域の方々に大いに使っていただき、一刻も早い活気と潤いを取りもどして頂きたいと思います。

私の場合は、地元で多目的に使われている熊野公民館になる訳ですが、屋根はもちろんブルーシートが掛かっています、そして壁・天井は穴だらけになっていますが、やはり1月の町消防団出初式後の懇親会を開催するなど、地元ではなくてはならない施設となっています。絶対になくさないでいただきたいと思います。

地元の諸団体の方々もこぞって復旧修繕を要望されているところであります。これ以上の地域のシンボリック施設をなくさないでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、補聴器購入補助制度の創設を、についてであります。

今、難聴は認知症の最大のリスクの一つであるとの認識が全国的に広がっています。特に高齢者になると体のあちこちに不具合が出てきます。白内障の手術に歯科通い、それに決して安くない補聴器の購入となると暮らしのほうは苦しくな

るばかりであります。

補聴器は軽、中度の難聴状態時からの着用の方が良いそうであります。日常生活の中でおかしいと感じた時点で、町内の耳鼻咽喉科受診を入口に、早目の補聴器の購入が望ましい訳ですが、決して安くないのがネックとなっています。

そんな中、今、全国に広がっている補聴器購入補助制度が購入のきっかけとなり、背中を押しているようあります。本町でも元気な高齢者でいられるように、県内で先駆けて、補聴器購入補助制度の創設を求めるものであります。

最後に、原発ゼロ、志賀原発廃炉を求めよ、についてであります。

この3月で、あの東京電力、福島第一原発事故から丸14年が経とうとしています。今なお、事故が続いています。収束のめどすら立っていません。約2万人以上の方々が、帰えることが出来ず、避難状態のままであります。

そんな中、国はこの間言ってきた「原発依存度の低減」から、「原発の最大限活用」という、事故や地震の教訓をもう投げ捨て、財界や大手電力会社の要求を丸のみにした言語道断の露骨な原発回帰であります。

私はまず、この国の、私達国民の安心、安全を二の次にしている方針に心から抗議をするものであります。そして今声を大にして訴えをしたいのは、この地球の気候危機打開に本気で取り組まなければ、取り返しの出来ないところまできているということです。

昨年には世界の平均気温が産業革命前よりも1.5度以上高くなったことが確認されました。温暖化対策の国際ルール「パリ協定」が求める、目標の1.5度以内に押さえ、「2050年までにCO₂実質ゼロ」になんとしても持ってゆく、地球的・歴史的・世代的責任があるという事であります。

したがって、そのためには今、省エネ、再エネ促進の最大の足かせになっている原発こそゼロにする、本町では原発の一つである志賀原発は、即刻廃炉にする、そのことを国、そして北陸電力に求めていると思いますが、いかがでしょうか。

以上、5点について質問いたします。

福田晃悦議長 宮下健康福祉課長。

宮下隆健康福祉課長 議長。

中谷議員の「町内の訪問介護事業所を守られたい」についてのご質問にお答え

いたします。

介護報酬につきましては、国において、3年に一度、大きく見直されますが、令和6年度の介護報酬改定では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」や「制度の安定性・持続可能性の確保」などを基本的な視点として実施されました。

議員ご指摘の訪問介護事業については、今回の改定で基本報酬が2パーセント程度引き下げられております。これは、国の「介護事業経営実態調査」により、人材不足やサービスの複雑化といった課題はあるものの、訪問介護事業が他のサービスより比較的高い収益性を維持できているものとの判断から、介護保険全体の報酬の適正化を図るため、基本報酬を引き下げる措置を取られたものであります。

一方で、今回の改定では、介護職員等の確保に向け、処遇改善加算によるベースアップの実施や、その他加算の見直し・新設などを含んでいますので、事業所の取組により、新たな加算を取得することで収益の確保にもつながります。

町内の訪問介護事業所の状況は、現在、志賀町社会福祉協議会居宅介護支援サービスステーションとJA志賀訪問介護センターの2つの事業所が営業し、合わせて27の方がサービスを利用していますが、ヘルパーの人材不足が課題となっていると聞いており、憂慮しているところであります。

このため町では、介護職員の確保に向けた取り組みとして、令和5年度に介護職員初任者研修を実施し、受講者12名のうち、11名が研修を修了されました。令和6年度は能登半島地震の影響により実施できませんでしたが、令和7年度以降も研修を継続し、介護職員の確保につなげていきたいと考えています。

また、昨年度、原油価格や物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況にある社会福祉サービス事業者に対し、原油価格高騰支援金として国の交付金を活用し、保有車両の規格に応じ、1台当たり2万円から8万円を支給し、事業継続の支援をしたところであります。

議員ご提案の報酬引き下げ分の町からの補填等については、人手不足や燃料費等の物価高騰の影響は、訪問介護事業所など介護保険事業のみならず、全産業に影響が及んでいる状況であることから、訪問介護事業所に限った補助を実施する予定は今のところ考えておりません。

しかしながら、高齢化が進む本町において、訪問介護は介護を必要としている方が、自宅で安心して生活するうえで非常に重要なサービスであると認識しており、今後とも訪問介護事業者と緊密に連携をとり、人材の確保や人材育成等を通じた支援をしていきたいというふうに思います。

次に、「補聴器購入補助制度の創設を」についてのご質問にお答えいたします。

近年、さまざまな研究により、聴力の低下と、認知機能の低下との関連性についての報告があることは承知いたしております。

加齢による難聴や認知症は、個人差はありますが、年を重ねていくとともに誰にでも起こり得るものであり、高齢化率の高い本町にとっては、切実な課題であると考えており、難聴であっても他人と関わることにより、コミュニケーションをとるなど、社会とのつながりを持つことは、認知症を予防する観点から、非常に重要であると認識しております。

しかしながら、これまでも、議員から同様のご質問に対して、答弁してきましたとおり、超高齢化社会を迎えた我が国において、身体障害者手帳交付に該当しない、軽・中度の難聴に対する補聴器購入助成については、高齢者全般に関わるものであることから、特定の機能だけでなく、身体機能を総合的に国の制度として検討すべきものと考えており、今後とも、国や県の動向を注視していきたいと考えております。

このため、現在のところ、町独自の助成制度は考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の「原発ゼロ、志賀原発廃炉を求めよ」についてのご質問にお答えいたします。

去る2月18日に第7次エネルギー基本計画が閣議決定されました。

新たなエネルギー基本計画では、2040年度時点の発電量全体に占める各電源の割合については、再生可能エネルギーは40パーセントから50パーセント程度、火力は30パーセントから40パーセント程度、原子力は20パーセント程度とされており、再生可能エネルギーについては4年前の前計画に比べ、さらに割合を引き上げ、化石燃料を抜き、初めて最大の電源に位置づけられたところであります。

また、原子力については、最大限活用し、廃炉となる発電所の建て替えの条件をこれまでに比べ緩和するとともに、次世代型原子炉の開発を進めることなども盛り込まれております。

本エネルギー基本計画は、資源に乏しく国土を山と海に囲まれる我が国の事情を踏まえ、エネルギーの安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成（エネルギーミックス）を目指した計画であると認識しております。

町としては、第7次エネルギー基本計画をはじめ、GXやDXの進展など、国の施策を注視していきたいと考えております。

なお、志賀原子力発電所2号機については、新規制基準の適合に関する審査中でありますので、今後の審査の動向を見守っていききたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の「道路穴ボコ損傷箇所の即修を」についてのご質問にお答えいたします。

道路の損傷については、冬季期間における凍結の繰返しや除雪作業により、例年この時期に一番影響を受け、損傷が進行するものであります。今年は特に、地震や公費解体等の工事車両の通行により、例年より損傷箇所が目立ちます。

補修については、道路パトロールの際に発見したものや道路利用者から通報があったものについては、直ちに対応・補修依頼をしているところではありますが、補修の必要な箇所も多く点在していることから、業者の対応が追い付いていない場合もあります。業者が対応できるまでは、まち整備課職員による応急対応も行っているところであり、しばらくは道路パトロールをより強化し、業者と連絡調整を図りながら、通行の安全確保に務めていきたいと考えております。

併せて、町としても通行者には路面状況に注意し、安全な道路利用を心がけるよう広報していきます。

なお、昨年12月末までに、国庫補助を活用する「災害復旧事業」の査定をすべて終了しておりますので、今後は本格復旧に向けて工事発注作業を加速していき

たいと考えております。

しかしながら、本町だけでなく国や県、被災した他の市町からも一斉に災害復旧事業が発注されるため、受注できる業者の不足やアスファルト合材を含む資材不足が懸念されていることから、復旧が遅れることがあることもご理解願います。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 大島生涯学習課長。

大島信雄生涯学習課長 はい、議長。

中谷議員の「町立公民館施設等の早期復旧修繕を」についてのご質問にお答えいたします。

町内の公民館施設については、富来、志賀地域合わせて16館を設置していますが、令和6年能登半島地震では、被害の大小にかかわらず全ての公民館が被災した状況です。

議員ご指摘のとおり、富来地域の公民館は木造平屋建てが多く、瓦屋根をはじめ建物内部などに被害を受けました。

東増穂・西海公民館については、現在、復旧工事の実施設計を行っており、この後、他の公民館についても順次、予算計上すべく事業を進めております。

なお、熊野公民館については、昨年12月に熊野地区区長会から修復要望を受けましたが、屋根瓦をはじめ給排水設備等が大きく損傷していることや土砂災害警戒区域であること、敷地が借地であること等を踏まえ、建物を解体、撤去の方向で検討しています。

公民館機能については熊野交流センターに移設し、施設を利用させていただくよう回答させていただきましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 中谷松助君。

中谷松助議員 再質問をさせていただきます。

1点目の道路穴ボコ損傷箇所の促進を、についてですけれども、私特に国道では、堀松交差点の穴ボコを早急にまず穴埋めしていただきたいということを求めています。これは、答弁は結構であります。いつものように、粘り強く県に求めています。と思います。

2点目の町内の訪問介護事業所を守られたいについてですけれども、誰しもこれ

からお世話にならなければなりません。しかし、肝心の事業所がなくなったら元も子もありません。昨年の介護基本報酬引き下げは、訪問介護だけだったと聞きます。おそらく都市部と広域な中山間地域を同じものさしで測っているのではないのでしょうか。

例えば同じ団地内を次々訪問するのと違って、広域な中山間地では移動時間がかかります。除雪の必要もあるでしょう。そういう時間は、介護報酬の中に明確にされていないようです。一律の引下げに根拠はないと思います。だからこそ中山間地域ほど事業が困難を極めているということではないのでしょうか。

引き続き、町内の事業所の実態をしっかりと調べていただきまして、適切な支援をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

福田晃悦議長 中谷議員、これは、答弁は要りますか。

中谷松助議員 答弁は要りません。

3点目の町立公民館施設等の早期復旧修繕を、についてであります。

熊野公民館は大雨の時のハザードマップも無いということですが、今まで通り、そういう時はもちろん使いません。

一方で、今あの大きな複合型の避難拠点施設を計画しているようですが、こういう分散型の地域に根差した、場合によっては避難場所でもあるわけですが、こういった施設の充実こそ、真っ先に求められているのではないのでしょうか。ぜひ地元の皆さんの要望に応えていただきたいと思います。稲岡町長のご答弁を求めます。

4点目の、補聴器購入補助制度の創設を、についてでありますけども、本町には耳鼻咽喉科医師もおいでますので、その方々とも連携して、入り口は耳鼻咽喉科、補聴器購入は出口となるように進めていけば、どうでしょうか。

やはりこれも、自治体がまず補聴器購入補助制度を実施し、補聴器がスタンダードとなるような取り組みが必要なのではないのでしょうか。あくまでも今、難聴は認知症の最大のリスクであるとの印象が広がっているということを受けての対応ということであります。答弁を求めます。

5点目の、原発ゼロ志賀原発廃炉を求めよ、についてでありますけども、国の原発回帰と地球温暖化対策の交代は、軌を一にしていると思います。

原発の再稼働を進めた結果、九州電力など大手電力会社は、再エネの発電を抑

える・・・。

福田晃悦議長 中谷議員、質問じゃない部分是要約してお願いします。

中谷松助議員 はい。

捨てる主力制御を繰り返しています。災害の最大限活用というなら、原発ゼロを決断してこそ、可能です。そういったことから重ね重ね、原発ゼロ、志賀原発が廃炉を求めているいただきたいということを求めるものであります。

これは、答弁は結構であります。以上です。

福田晃悦議長 宮下健康福祉課長。

宮下隆健康福祉課長 はい、議長。

中谷議員の補聴器購入補助制度の創設を、についての再質問にお答えいたします。

まず、耳鼻咽喉科の先生とか、そういった先生とのお話をやっていきたいというふうには思っております。

しかしながら、先ほど答弁しましたとおり、高齢者全体、また多くの人数に関わるものであります。こうした難聴だけではなくて、足とか、いろいろなそういう身体機能、総合的にまた国の制度として検討するべきものと考えておりますので、今後ともその動向を注視していきたいと考えております。

以上、再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

中谷議員の町立公民館施設等の早期復旧修繕を、についての再質問にお答えいたします。

熊野交流センターが、おそらく今、中谷議員の再質問の中での避難拠点になるのかなと思っております。

これまでも議会にもご説明したとおり、大型の災害拠点施設以外にも各地区に災害の避難場所となる施設を整備していきたい方針をお伝えさせていただきました。

この点に関しては、これから策定する地域防災計画の中で、またその辺、詳細を詰めていきたいなと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

福田晃悦議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、1点だけ、熊野公民館のことになってしまいますけども、やっぱり町内全体に言えると思うんですけども、やはり高齢化の中で、2階へ上がるとか、そういうのはなかなかしにくくなっています。

ですから、ああいう平屋の畳の間、広いところの、ああいうコミュニティ施設というのは本当に大事だなと、熊野の交流センターはそういうところはありませんから。2階上がるとか、また本当にコンクリート上で、冷たい、寒い、冬なんか本当に会議しても本当に寒くて、ちょっと会議にならんなという感じなんですよ。ですから、今はもう、畳の間ならば、椅子もそこに置けますし、料理をするなりいろんなことをして、コミュニティを深めることができます。熊野の場合、やっぱり花見に・・・。

福田晃悦議長 中谷議員、質問は要約して、お願いします。

中谷松助議員 はい。

花見などもそこを解放してやれますので、どうかその施設をですね、残していただきたいということをお願いして、今、その声が届いていないところがありますけども、引き続き求めていることを申し上げまして、質問を終わります。

福田晃悦議長 ここで暫時休憩します。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

福田晃悦議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

2番 梢正美君。

梢正美議員 はい、議長。

2番 梢正美。

この度は、町長をはじめ、職員の皆様には、復旧復興に向けてたいへん通常業務が忙しい中、住民、そして事業者、団体などの震災後の新たな取り組みにご支援を賜りましたこと、この場をお借りし、感謝申し上げます。

それでは通告通り、3つの質問をさせていただきます。

まずは人口減少社会における子どもたちと、町の未来についてお伺いいたします。

町の住民台帳で見る先月の1月末日現在の人口は、1万7,561人です。そのう

ち7歳以下は100人を切っており、3歳以下は60人を切り、このように、特に子どもの人口減少が深刻化しています。

こうした本町における人口減少社会の中でも、子育てのしやすさや子どもたちが安心して成長できる環境をつくることが重要だという町民の皆さんの声が多くあります。

そこで、次の3点をお尋ねいたします。

1つ目は、令和5年第2回定例会で質問した「少子化対策」に対し、「子ども・子育てに関する対応をワンストップで行い、切れ目のない支援を継続・強化しながら実施している」と答弁がありました。その後の取り組み成果と今後の施策を教えてください。

2つ目は、同定例会において「こども家庭庁の設置」の質問に対し、所管課長から「当事者のニーズをその時々には的確に把握しながら、更なる子育て環境の充実を図っていく。」と答弁がありました。その後の実施状況と、その結果を踏まえた今後の施策を教えてください。

3つ目は、令和5年5月に国が推進する「こどもまんなかアクション」がスタートいたしました。

本町での制度導入と今後、効果的な取り組みを求めます。

この「こどもまんなかアクション」の制度では自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体・企業、自治体等を、「こどもまんなか応援サポーター」と呼び、国は登録を広めています。この制度導入には次の効果を期待いたします。

本町における少子化対策において、地域社会、企業、そして個人の意識改革を促し、より良い子育て支援環境をさらに作り出す効果が期待されます。

そこでこの制度導入によって、こども・子育て当事者にとって自分たちの意見を聞いてくれる場があること、意見、ニーズが政策に反映することなど、子どもたちの安心した成長・子育てしやすい環境づくりの実現にもつながりやすくなると思っております。

特に、震災後、こどもたちの学びの場や遊びの場が失われ、地域とのつながりも稀薄化しているところも見受けられます。そのため地域コミュニティとの連携は今後、より一層不可欠だと考えます。例えば、地域ごとに導入することで、子

育ての支援の活動の見守り活動がもっと見える化されやすい点や、地域住民や企業、団体などが積極的に関わることで、子育てに優しい環境が整備され、地域全体で子どもを育てやすくなる効果が期待されます。

また、企業が積極的に導入することで、仕事と子育ての両立を支援する取り組みが増える期待もあります。

さらに、この導入が進むことで、支援が増え、子育てに対する心理的・経済的な負担の軽減にもつながるのではないのでしょうか。このような支援の積み重ねが、子どもを持つことへの安心感を生み出し、少子化対策に貢献する可能性もあるでしょう。

今後、このように少子化問題を町全体で認識し、解決のために私達大人が行動を起こすことはとても重要だと考えます。町がこの制度導入することで、より少子化問題に対する関心が高まり、町全体での取り組みが進むことを期待しております。

そして、実施された活動は、地域や団体と成果を共有する場を設け、成功事例を広めることで地域や団体、企業など、町全体に波及する効果が期待されます。これにより、効果的な施策が町全体でもっと展開されることが可能となるかと思っています。

例えば、お隣の羽咋市では1月18日土曜日、LAKUNAはくいにて「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」が開催されました。このイベントではこども家庭庁からの「こどもまんなか社会」に向けた取り組み紹介や、柔道オリンピックメダリスト松本薫さんのトークショーが行われたそうです。

羽咋市在住で参加されたママさんからは「子育てについての経験や思いが聞けて、共感し合えることで安心できた。貴重な機会になった」というお声を聞いております。

この「こどもまんなかアクション」の導入は少子化対策において、一長一短ではなかなか制度を導入したと言っても出にくいものだと思いますが、中長期的な視点をもって、町全体でより良い子育て支援環境を作り出す効果があるのではないかと期待を持っています。

本町での導入に対するお考えをお聞かせください。

福田晃悦議長 東山子育て支援課長。

東山和憲子育て支援課長 はい、議長。

梢議員の「人口減少社会における子どもたちと町の未来について問う」のご質問にお答えいたします。

令和5年第2回定例会における梢議員の『「子ども家庭庁」設置に伴う町の取り組みを問う』の質問に対し、答弁を行った内容について、これまでの成果及び今後の施策についてお答えします。

はじめに、出生数の減少についてですが、この要因としては、若年層の転出超過により、子どもを産む世代が減少、さらに、婚姻率が低下し、晩婚化により出生率が低下していることから、若い世代の流出を少しでも食い止めるため、移住・定住対策を行うとともに、更なる企業誘致を行い、雇用対策と経済支援に努めていきたいと、答弁しました。

この成果として、令和5年度に移住・定住による助成の対象となった方は、30名で、うち18歳以下の子どもは9名、令和6年度は20名で、18歳以下の子どもは2名となっております。

また、令和5年以降の企業誘致については、1社となっております。徐々にではありますが、移住・定住対策と企業誘致の効果が出てきているものと思われます。

引き続き、若い世代の流出を少しでも食い止めるため、移住・定住対策を行うとともに、更なる企業誘致を行い、雇用対策と経済支援に努めていきたいと思っております。

次に、「こども家庭庁」設置に伴う今後の町の取り組みと検討課題についてであります。

前回は「本町においては、国に先駆け、令和4年度より、子育て部門と母子保健部門を統合し、「子育て支援課」として、子ども子育てに関する対応をワンストップで行っており、現在、切れ目のない支援を継続・強化しながら実施している」と答弁しております。

これまでの支援を引き続き実施するとともに、昨年9月より、保育料及び学校給食の無償化により、子育て世代の経済的な負担を軽減し、若い世帯の将来設計にとって魅力あるまちづくりを推進し、子どもの成長を町全体で支えていくこととしました。

更に、昨年8月から志賀クリニックによる5歳児健診を実施しております。これは、「5歳は、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期であるため、この時期に健康診査を行うことで、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うこと」を目的とするものです。この取り組みは、県内では本町のほかに内灘町、宝達志水町のみが実施しております。

次に、妊婦さんや子育てしているお母さん、お父さんのニーズをその時々により的確に把握することについてです。

昨年9月に令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査を実施しております。

調査対象は、「就学前児童保護者」及び「小学生児童保護者」の計707名で、回答数は533件、回答率は約75パーセントとなっております。

このアンケートは、家族、就労、子育て支援事業の利用、育児休業の取得などの状況についての調査を行うことにより、「子育て支援の利用状況や今後の利用希望」、「子育て支援に対する考え」など、教育・保育・子育て支援に対する保護者のニーズを把握し、次期計画の子育て支援に関する施策や、必要とする事業見込みを算出するための基礎資料とするものであります。

町としましても、調査から得られた要望等を可能な限り子育て支援の施策や事業に反映していきたいと考えておりますが、困難な課題も多くありますので、直ちに対応できるものから実施したいと考えております。

調査結果に基づいた「第3期志賀町子ども・子育て支援事業計画」は、現在、精査を行っており、準備ができ次第パブリックコメントを実施する予定です。

この調査では、「子どもの遊び場の設置」の要望が多数ありましたが、これについては、震災復興計画のリーディングプロジェクトのなかで対応していきたいと考えております。

次に、「子育てファミリーまるごと相談」についてですが、令和5年度より月2回の相談を月3回に増やし、未就学児を対象として、きめ細かい対応を行っていましたが、就学後も相談の継続を希望する要望が多数寄せられたことから、本年度より小学校1年生から4年生を対象とした就学児の相談を月1回実施して保護者の支援に努めております。

今後も、国等の動向を注視し、妊婦さんや子育てしているお母さん、お父さんのニーズをその時々には的確に把握しながら不安や困っていることを少しでも解消して、安心して出産・子育てできるように、更なる子育て環境の充実を図っていきたいと考えております。

次に、「こどもまんなか」アクションの導入についてですが、国は、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、自身が考える「こどもまんなか」アクションを自ら実行し、発信する企業・個人・地方自治体などを「こどもまんなか応援サポーター」としています。「今日からできること」を実践し、取組んだ内容を自らSNSなどで発信することで、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を進め、さまざまな取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成するもので、38道府県、304市区町村、2,066の団体・企業・個人が参加しています。県内では、小松市と羽咋市が既に参加をしており、羽咋市では、議員のおっしゃるとおり「リレーシンポジウム」を開催し、こどもや子育て世代にやさしい社会づくりの推進を行っております。

本町では、昨年9月から保育料及び学校給食の完全無償化を実施する等、既に県内トップクラスのこども・子育て支援施策を実施しており、今後も「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んでいきますので、サポーターに参加し子育て施策について発信を行っていくことについては、前向きに検討していきたいと思っております。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けては、町内の多くの企業・団体・個人にその趣旨を共有し、「こどもまんなか」アクションを起こしていただくことが重要と考えますので、関係各課や関係団体との連絡・調整を図りながらその実現に向けた事業を推進したいと考えております。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい、再質問です。

私の質問に対しまして、一つ目、二つ目の実施状況、そして今後の取組について具体的にご説明をいただきました。

その中でも、特に、子育てファミリー丸ごと相談という制度の中でも、非常に保護者の方からそういった相談、窓口が身近にあることの声がよく聞くんですね。

れども、このように実施を継続していただくということは、非常に期待ができるかなというふうに感じております。

その中で質問したい点が2点ございます。1点は、このアンケートですね、妊婦さんや子育てしているお母さん、お父さんのニーズを把握するにあたって、今、来年度から令和11年度計画期間とする第3期志賀町子ども子育て支援事業計画の策定に当たるアンケートを実施しているとあります。

大変回答率が多くありますが、その中で子育て支援に対する考えについて、多くあった課題というものが、今精査しているというふうにありますので、課長が今把握している範囲で結構です。もしこの場でお聞かせいただければ、子育て支援に対する課題について、特に多かったのがどういったものなのかを、お聞きしたいのが一点あります。

そして最後に、本町で今すぐに制度の導入というのは難しいかと思えますけれども、前向きに検討したいというご答弁に対しては、今後期待をしたいと思っております。

その中で、先程も副町長から、スピード感ある決断力と行動力が本町の強みだというふうに聞いておりますが、いつ頃目途に、このアクションについての制度導入が見込まれるのか、今その検討について、この場で答えられる範囲で結構です。少し時期的なものも聞かせていただけたらいいなと思います。もうすでに申請書をお出しすれば登録というものができるかと思えますので、その具体的な説明をいただければ助かります。お願いいたします。できる範囲で結構でございます。

福田晃悦議長 東山子育て支援課長。

東山和憲子育て支援課長 はい、議長。

梢議員の再質問にお答えいたします。

まず一点目、アンケート調査について、子育て支援についての課題があったかどうかということでございますけれども、現在、精査を行っておる段階でございます。特にそういった課題というものは、主だったものとしては見当たらないというふうに考えております。今後、精査を進めていきまして、またそういったものについて検討したいと思っております。

二点目の子どもアクションということでございますけれども、これは町がこど

もまんなか社会のサポーター、応援サポーターになるということでございます。
これは申請しても何もいりません。ただ、そういったことに賛同して、SNS等で
発信するだけでサポーターになれるということでございますので、町といたしま
しては、そういったアクション、できるアクション等を考慮しながら今後検討し
ていきたいと思っております。

梢議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。

またそのアンケートの結果等は今後公開されるかなと思っておりますので、ま
た引き続き検証、検討をお願いしたいと思います。

そしてこどもまんなかサポーター、おっしゃるとおりで申請という言葉を使っ
てしまったんですけれども、登録をすることで、自治体も羽咋市や小松市ですか
ね、のように活動が、登録として自治体もサポーターなんですよ、ということが
周知できるかなと思っておりますので、迅速に対応いただければと思います。

では続きまして二つ目の質問をさせていただきます。

二つ目は、富来地区に、富来地区内に計画されていたアーバンスポーツ施設整
備箇所の今後についてご質問いたします。

この質問も令和5年第3回定例会で私が前町政に質問いたしました。当時の町
長からは、「若い世代を中心として身近で気軽に始められ、SNS を使った情報発
信で施設の魅力を広げ、県内外から多くの利用者が訪れることを想定し、既存の
観光施設と併せて経済効果に繋げ、スポーツツーリズムの実現に取り組む」回答
をいただいております。

その後、能登半島地震で被災し、町費を使って整備した部分が壊れてしまっ
ており、被災した町民の生活再建を優先するため、工事出来形での完成として工事
を中止というふうになりました。多くの人が訪れるようなハード、ソフトの取り
組みはとても大事だと思っておりますが、あのままではいけないんじゃないかなと
いうふうに思っています。今後の展望をお聞きいたします。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

梢議員の「富来地区内に計画されていたアーバンスポーツ施設整備箇所の今後

を問う」についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のアーバンスポーツ施設については、スポーツ振興及び交流人口の拡大並びに富来地域の賑わい創出を目的として、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、第1期工事として多目的広場を整備していました。

その完成間近に能登半島地震が発生し、整備途中であった当該施設も大きく被災し、町としては、まずは、町民の生活再建に向けた災害復旧を優先させるために、工事を中止し、現在に至っているものです。

先程の小林議員への答弁でも触れましたが、道の駅とぎ海街道周辺の再開発について提案するため、現在、富来商工会が呼び掛けた団体で構成する組織において、話し合いが進められており、近いうちに取りまとめを終える予定とのことです。

ここで出た意見や提言を参考に、来年度当初予算に計上した「道の駅とぎ海街道周辺再整備事業」の基本計画策定業務において、具体的な整備計画を作成していく予定であります。

このアーバンスポーツ施設の取り扱いについても、先程の話し合いの内容に含まれているわけですが、私が町長選挙において、多くの支持者からの意見を受けて、アーバンスポーツ施設の建設見直しを公約に掲げた経緯がありますので、現状の整備跡地の新たな利用方法などを盛り込んだ整備計画にしたいと考えております。

なお、震災前は既存のテニスコートとその海側の芝緑地をスケートボード場として一体的に開発する計画でしたが、テニスコートについては、都市計画法上の調整池としての機能を保つ必要があり、芝緑地については、現状グラウンドゴルフコースとして供用されていることなどを勘案する必要がありますので、これらの点も含め、基本計画の中で検討していきたいと考えております。

また、検討の過程においては、議会の皆様とも協議しながら進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。

ただ今町長の答弁をいただきまして、今、先程の答弁にもありましたように、

富来商工会が呼びかけた団体で構成する組織で、話し合いが進められているという進捗をお聞きしまして、今後に期待をしております。

その中で、その一方ですね、この新たな整備もそうなんですけども、既存の観光コンテンツとか地域とのつながりを広げていくことも非常にこの観光振興としても重要かと思います。ここ中心に、今後、巖門であったり福浦地区であったり、そういった既存の観光コンテンツを持った地域、または豊かな資源を持った地域との広がり在今后どうしていくのかということを、ぜひともDMOと協議をした中で前向きに進めていただきたいなというふうに思っております。

では続きまして、三つ目の質問に入らせていただきます。

三つ目の質問は、旧土田小学校放射線防護施設を地域コミュニティの拠点として平時の利活用を求める声があるが、町の見解をお伺いしたいと思います。

旧土田小学校について、現在、体育館は復旧工事が完了し、平時は地域のスポーツ拠点として活用されています。

その一方で、旧土田小学校放射線防護施設の建物は避難所閉鎖後、しばらく地元区民有志による「こどもの居場所」とした活動の拠点として利用していましたが、現在、利用はされていません。地元区民からは平時から活用することで管理にもつながり、また、地域コミュニティの拠点としての利用を求める声があります。

先般の第1回定例会町長の提案理由説明でも、「避難拠点施設整備」については、平時は生涯学習やスポーツの拠点としての機能を有し、大規模災害時には、多数の避難者を収容できる複合型の避難拠点施設を整備する事業にもふれていきます。先ほどの中谷議員の質問にもありました、そういった分散型の避難施設も必要性があるんじゃないかというお声がありましたように、ここで旧土田小学校の放射線防護施設も有事の際には、多数の避難者が収容可能な重要な拠点と考えます。

防災においては、自助（自分の身を守る）、共助（地域で助け合う）、そして公助（行政の支援）のバランスが大切だと考えます。その上で災害直後は特にこの共助の役割が大きくなります。日頃から地域のつながりを築いておくことで、災害時の被害を最小限に抑え、生存率を高めることができます。そのため、土田公民館もこの地区にはありますが、旧土田小学校放射線防護施設が土田地区住民の

皆さんをはじめ、町の人たちの平時からの活動の場所、つながりの拠点として利用ができればと考えます。今後の利活用について町はどのような見解かをお聞かせください。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

梢議員の「旧土田小学校放射線防護施設を地域コミュニティの拠点として平時の利活用を求める声があるが、町の見解を問う」についてのご質問にお答えいたします。

現在、旧土田小学校校舎棟については、1階が原子力防護区画、2階、3階が倉庫として使用している状況となっております。

また、体育館は土田交流センターとして、公民館行事やスポーツ団体の活動等に利用されております。

校舎棟については、平時の利用は少ない状況ではありますが、有事の際には、地域の方々が避難されるということを踏えますと、平時から利活用していただくことが望ましいと考えております。

また、町内にあるその他の防護施設についても、平時から地区行事や会合等に利用されておりますので、旧土田小学校校舎棟についても広く地域の皆様に利用していただければと思っております。

しかしながら、防護区画内には、避難所用の備蓄物資や資機材等もあることから、地域の皆様に適切な利用をしていただけるよう、今後はカギの受け渡しですとか地域活動に使用する備品の管理方法などについて、ご相談させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。

ただいまの答弁で、今後具体的に対策、対応していただけるというご答弁をいただきましたことを嬉しく思っております。

私も土田地区に嫁ぎまして、学校の校舎で震災があった後ですね、地域の皆さんと活動、活用させていただきました。本当に土田地区のランドマークになる場所かなと思いますし、また活用することで、私達でできるところ、清掃管理等も

できたらいいなというふうに思っております。

そういった拠点になるように、また町の方と一緒に活用について、ご支援を求め、または地元の方でも活用の案を考えていけたらなと思っておりますので今後とも宜しく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

福田晃悦議長 8番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

私のほうは早速質問に入っていきます。

最初に風力発電所の計画中断についてであります。

昨年暮れに志賀風吹岳・虫ヶ峰風力発電事業については中断するというニュースを鉾打地区の友人から聞いていましたが、新聞では1月になってからの公表でした。先週には宝達志水町でも事業所が撤退を連絡してきたとのことでした。

稼働中あるいは計画中の風力発電の予定地は、富来川南岸断層あるいは富来川断層が確認されている地域にあります。地震活動期にある昨今、そして活断層が今後しばらく動かないという保証は全くありません。土砂崩れをさらに拡大させるようなものを山の尾根に作らせるわけにはいかないと思いますが、どうでしょうか。

建設中断の理由が「風車の景観、騒音影響等の不安払拭は現状では難しい」とあります。今回の地震の影響で土砂崩れや、既に稼働している風力への道路が寸断された現状を考慮しての判断かと思っただけに驚きました。

中止の発表はありませんが、他の計画中の風力も山の斜面の土砂崩れが何か所にもあったり、利用したいとする林道がこれも大きな損害を被っており、復旧がいつになるかわからないというのが現状ではないでしょうか。

他の計画中の事業所も取り巻く環境は全く同じであり、とりあえず中断を迫るべきではないでしょうか。

今後風力発電建設が原因で、土砂崩れを拡大させることも十分考えられます。さらに、この地区での風力発電事業者名が度々変わっていることも不信感を抱かせます。

トキの放鳥予定地決定も間近に迫っています。かつて羽咋郡稗造村だった地区

に2か所も予定地が指定されることも考慮し、賢明な判断を事業所に迫るべきですが、町としての対応をお聞きします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の「風力発電所の計画中断について」のご質問にお答えいたします。

志賀風吹岳風力発電事業については、事業者から虫ヶ峰風力発電事業と同時に進めることが難しいということから一時中断することとし、虫ヶ峰風力発電事業については、引き続き環境影響評価手続を進めていく旨の報告を受けております。

また、風力発電事業で利用したいとされている林道等も今回の地震によって、損壊している箇所があり、計画中の風力発電事業におきましては、環境アセスメントや設置計画にどのような影響があるか調査していると聞いております。

このことから、今後、各風力発電事業者については、震災の影響や環境アセスメントの結果を踏まえ、事業の継続・中断について検討していくものと思っております。

また、去る2月14日に国が令和8年度上半期を目処に能登地域でのトキ放鳥を決定したところであり、本町でも地域住民と連携し、トキ放鳥に向けた取組を実施していきたいと考えております。

町には風力発電事業の中断や中止を求める権限はありませんが、環境アセスメントの手続きの中で意見を述べるができますので、事業者や石川県には、風力発電施設の建設が地震などの自然災害によって土砂崩れを誘発することの無いよう、また、トキ放鳥に影響を及ぼすことが無いよう求めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

再質問いたします。先ほども言いましたけども、中断の理由がですね、風車の景観、そして騒音等の影響の不安を駆逐できないと。これは考えようによってはですね、ほとんど町民の皆さんの理解を得ることができないということを表明したような言葉だと思います。これは影響なくなるということは、結局人がいなくなるか、ということでは考えられないと思います。

それとこの場所の問題ですけども、場所って言いますか、その自然災害を呼び込まないということでの開発行為というのは、おそらく、平地のなんかをこう、開発するわけではなく、山の尾根に道路を付けたり、取り付け道路、あるいはまた相当大的なものを作るわけですから、そういったものに対して自然災害が出ませんようにと祈るような形で、これは全くおかしい話でありまして、これは本当に将来の町のこと、あるいはまた住民の健康を含めまして、前提的なことを考えれば、とりあえず中断をなささいということで意見を大きく、具申をしていくのが町の務めかと思います。それ以外にないかと私は思いますので、さらにトキの放鳥も含めてですね、例えば石川県の動物園でしたら全鳥全部、管理してます。Aという鳥は、ゲージにぶつかってケガしたとか、亡くなったとか、そういったことを管理しているわけですから、万々が一、風力に当たって、何かあったという、これはもう責任の取りようがありませんので、そういったことを避けるためには、やはりきつく、その辺は意見として、言うだけじゃなくて、町としても、姿勢として、これはやはりちょっと認められないってこと言えば、それで済むわけですから、今の制度の中では、止めるのはそれしかありません。首長が、私はこれについては、あの、現状の中では、トキの放鳥と風力と、また自然災害、さらにその、町民の健康を考えた場合はもう、やめていただくしかないということしかありませんので、答弁を求めます。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

堂下議員の風力計画中断についてのご質問の再質問にお答えいたします。

今ほどご意見にありましたとおり、環境に及ぼす影響というのは多大なものがあるということは町としても十分認識しております。また一方で過日の第7次エネルギー基本計画の中で、再生エネルギーの比率を上げるという国の方針がでました。また地域としても、この施設を要望している地域があるということも現実でございます。

町としては今ほどの課長答弁の通り、アンセスメント手続きの中で意見を述べるに留まるのかなと思っていますし、どこまで強い意見が伝えることができるかというのは、今後検討していかなければならないかなというふうに考えておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

以上で再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

実は佐渡には風力はないんですよ。建てさせなかったんですよ。そういったことも多分みなさんよくご承知だと思います。ですからやはり、トキの放鳥とその風力という形には両立しないってのは多分これはもう常識だと思います。確かに国の方針はでましたけども、それがじゃあ本当に正しいのか、このままでいいのかってことも含めて慎重に考慮してほしいと思います。

続きまして、2番目の質問に移っていきます。

文化財専門職員の採用についてであります。

新年度から能登地区において、文化財専門職員がいないのは志賀町のみとなります。震災後の文化財整理・修復等で益々必要性和重要性が増しますが、26年度に向けた採用計画についてお聞きします。

能登全市町の文化財専門職員・美術館学芸員、文化財担当事務員等、また、展示・収蔵施設などをまとめた資料がありますが、専門職員あるいは展示・収蔵施設がないのは、25年度においては志賀町のみという不名誉な町となるのが現状です。

専門職員いわゆる学芸員の募集から採用に至る経過をその道に詳しい人らにお聞きしますと、採用状況は大変厳しいということで、各自治体とも人材確保には難儀しているようです。24年度も他の市町では、やっと採用が決まったとも聞いています。採用された方は、これまでも当該の市町以外から多く採用されています。

志賀町のさらなる文化発展の要ともなる人材を募集すべきですが、町の考えをお聞きします。幸い文化財保護審議委員には現場経験豊富な方も複数いますので、採用後については学芸員がいろいろ相談できる体制はできていると思いますがその町としての考えをお聞きします。

福田晃悦議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

堂下議員の「文化財専門職員の採用について」のご質問にお答えいたします。

学芸員は、自治体にとって重要な人材と認識しておりますが、その必要性は自

治体の規模や方針、文化財、博物館の有無などによって変わります。

学芸員の採用については、令和元年9月議会にも答弁しておりますが、本町に博物館や資料館は無く、文化財の保護や歴史資料の保管については、生涯学習課が担当しており、石川県及び町文化財保護審議員などと連携しながら適切に対応しておりますので、令和8年度においても採用する予定はございません。

今後、新たな歴史的・学術的な文化財の発見など、専門知識を有する学芸員を置く必要性が生じた場合は、改めて検討してまいります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

生涯学習課が担当してるってことは、よく私も存じておりますし、また一生懸命やっているはわかっていますけども、やはり学芸員という形の専門の人がですね、取り組むことによって、もっと大きな広がりといいますか、これは町の仕事と片手間でやるっていうんじゃないくて、本来、専門職として採用ですので、他の能登の町ではですね、皆さんどこかにも入ってもらって採用して、その具体的にやって、それはたぶん十分わかられていると思うんですけども、その方はやっぱりいろんな付き合いって言いますか、各学会なりの幅広い付き合いの中で町の文化をどうやってしていくか、また県全体、能登全体の中でも志賀町の締める位置、ということも含めましてもあの話です。ですから志賀町の財産としても、渤海国しかり、北前船、そういったこともして、町特有のものがあるわけです。北前船は全国的ですけど、渤海国におきましては旧富来地区の場の時からですね、やっぱり日本の当時一流の学者の皆さんが富来町に集ってくれました。そういった意味では、当時の助役さんですかね、当時はその人が言ってましたけども、富来町は学者を独り占めしているんじゃない、そのぐらいの人たちが皆さん応援してくれたわけです。その横の繋がりと広がりの中で、町固有の文化というのを皆さん本当に知ってほしいと私も希望でありますので、そういった中によって、やはり学芸員というのを何としてもい我想います。必要になってからでは遅いわけです。

ですから、質問の中にもありましたけれども、相当皆さんが各町、市町が苦労してやっと採用できたというのが現状ですので、町長どうですか。任期中にあと

3年ありますけれども、今回の任期中の中で、やっぱりきちっとした採用計画を持ってするぐらいのことを考えておかないとですね、必要になったときに募集しても、たいへんな事態になります。よく聞いておりますので、ですからそういった意味では、綿密に計画を立てて専門の大学なり石川県内にもありますので、そういった中で幅広い人材を町の発展のために、これは町の文化の発展のためです。という中でのことですので、今日、明日は無理だと思いますけれども、何年間のスパンの中で採用というのを考えておくべきだと思いますので、どちらでもです。答弁できましたら。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい。

堂下議員の文化財専門職員の採用についての再質問にお答えいたします。

志賀町の文化財、素晴らしいものがたくさんあることは町としても承知しております。実際専門の学芸員が、どこまで必要かということになりますと、法律上は、その専門の施設があるときに設置が義務付けられるわけがございますので、今のところ採用ということは考えていないのですが、今の再質問にあった通り、これからより町の魅力向上にも必要になってくる分野かなと思う一方で、このアカデミックな部分と観光の部分の結び付きというのがまた難しいことがあるのかなというふうに思っております。

ですが、志賀町を描く美術展もありますし、さまざま、版画のこともあります。さまざまな文化的なコンテンツがありますので、そういったものを今後より深めていくために、専門員のほう、前向きに検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。それでは前向きに、検討をお願いしたいと思います。

続きまして、3番目の質問に入ります。

福島原発事故後14年についてであります。

ここ数年福島現地には行けていませんが、去年は飯舘村で診療所を開院している医師夫妻が避難所へ訪ねてこられ、現地の状況をお聞きしました。これまでに数回能登へ入られているとのことでした。

また、かつて福島県郡山市で開業されていた医師が金沢に避難して来られていて、その先生とも知り合うことができ、福島の放射線被害について伺うことができました。今度、福島を訪問する時の訪問先ができました。

福島原発事故から14年になろうとしていますが、先ごろの報道では福島第一原発が立地する双葉町では、原発事故後11年にわたって全町避難を強いられて参りました。今年2月1日現在の居住数は181人で住民登録人口5,279人の約3パーセントにとどまるということです。双葉町は震災当時7,140人の人口でしたが、22年8月に一部の地区に住むことができるようになり、住む人は事故前の人口の1パーセントでしたので、ほんの少し増えた程度でしょうか。

また、22年11月の意向調査では町に「戻りたい」14パーセント、「戻らない」56パーセントという回答です。町の面積の85パーセントは、現在はまだ帰還困難区域となっており、町外に移り住んだ人も少なくないと報道されています。

私の地震での避難所生活は9か月、時々家に帰れた避難とは比較になりませんが、避難が長引くほど、避難先での生活が日常になっていくことはよくわかります。若い世代ほどその傾向が強くなっていくことでしょう。

自然災害のみならず、原発事故との複合災害となることは避けられないこともあり得るわけですので、町としても福島原発事故後の事態の推移を注意深く見ていくことが求められます。

このように福島原発事故後14年経過しても、町づくりの現状は厳しい状況にあることについての所感をお聞きします。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

堂下議員の「福島原発事故14年について」のご質問にお答えいたします。

来る3月11日で東日本大震災、福島第一原発事故から14年が経過しようとしております。

福島県では、未だ双葉町をはじめとする近隣町村における避難指示が継続する帰還困難区域は、令和6年12月末現在で約309平方キロメートルとなっており、福島県の面積の約2.2パーセントに相当するとのことであります。

また、これまでの間、住み慣れた故郷を離れ、別の市町村で生活基盤を確立された方々も多数おられ、生活環境が激変した被災者の方々のご苦勞は並大抵のも

のではないと思っております。

本町でも、昨年1月1日の能登半島地震に見舞われましたが、原子力災害はなかったものの、家屋の倒壊や道路の寸断など未曾有の被害を受け、双葉町のような全町避難にまでは至らないまでも、現在も町外に避難されている方が多くおり、町内でも多くの方が仮設住宅に入居している状況にあります。

これらの状況を鑑みますと、能登半島地震から14年後の志賀町を思い浮かべたとき、少子高齢化等の問題もあり、果たして元の志賀町に復興しているのか想像し難い面もありますが、少しでも理想の復興像に近づけるため、志賀町復興計画を着実に具現化していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

いわゆる14年を経た所感ですので、いろいろな答え方があると思います。

ただやっぱり一つ言えることは、本当に当初よりいろんな皆さんが苦勞されて今日にあるということですが、本当にこう、ごくごく、少数の人しか戻ってこれないのは現状ですので、私たちの町も、こういうことが実際あったわけですので、そういった場に照らし合わせて志賀町として今後どうやっていろいろな意味での、照らし合わせしながら、見ていくべきかと思っております。

中には、原発の敷地から何10キロ圏内、距離によっては、帰還率が相当違ってきますので、やはり志賀町は当該の自治体になりますから、双葉町とほとんど同じような運命を辿るっていうのは今の状況でいけばですね、状況でいけばって変ですけども、今福島と同じような事故が起れば、そういうことはなり得るということは当然、考えておかなければならないことです。しかも、国会事故調でも明記されておりますけれども、これは名指しで明記されているわけですね。北陸電力にはそのような東京電力みたいな対応能力がないということも明記されているわけです。文、報告文書の中に。そういった中におけば、なおさら私たちの町はどういう運命を辿ってしまうかってのは想像ができると思いますので、それを含めて、今後のまちづくりを考えてほしいと思います。

次に4番目ですけれども、避難者による避難所運営への関わりについてお聞きします。

石破総理の「体育館での雑魚寝では」という反省も語られており、今後の避難所対策並びに災害対策が円滑に進められることを期待したいものです。自然災害は避けられませんが、災害後の対応が各段に改良され、難民キャンプ以下という揶揄も返上できます。能登半島地震被害が大きな転機となったとなればと願うばかりです。

48時間以内でのトイレ・キッチン・ベッドの整備や避難所の在り方等について、全国の自治体では具体的に整備をすすめているニュースが昨今日につきます。

トイレ・キッチン完備のトレーラーハウス会社と提携とか、仮に下水道が損傷して水洗トイレが使えなくなった場合でも、その場で汚水処理ができる「自己完結型」の施設を、町も計画する2か所の避難施設に導入し運用したいとのことです。特にトイレについては、小学校などに避難の場合は、「子ども用で便器が小さい」とか「和式では」という意見も今回多く指摘されていました。

石川県でも、今議会でTKBに対応する予算も組まれているようです。

ここでは避難所における避難者が長期避難となるときは、避難所の避難者数の多い、少ないにもよる違いは出るでしょうが、避難所運営にも協力を今からお願いしておくべきではないでしょうか。

今回の経験からも学ぶべきこともたくさんあります。また、議員の多くも避難所運営については、避難者数の多い少ないはあったとしても、それなりの経験をしてきていますので、協力できる部分があると思います。

当然、避難所運営については課題も多く挙げられていますので、研修や訓練も繰り返し繰り返し必要かと思いますが、そのようなことは考慮しているのかをお聞きします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の「避難所での避難者の避難所運営について」のご質問にお答えいたします。

令和6年能登半島地震における避難所の開設、運営につきましては、区長や避難者の方々、応援に来ていただいた他の自治体職員、町の職員などから、さまざまなご意見をいただいております。現在、地域防災計画の見直しに向け検証作業等を行っているところであります。

また、今回の地震では、堂下議員をはじめ、議員の方々が中心となって運営をしていただいた避難所が多数あったことも承知しております。

避難が長期化した場合、避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所になることから、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営していただくことが大変重要であると考えております。

今回の地震を教訓としまして、今後は、自助・共助・公助の連携がより一層重要であることを住民の皆様に理解をしていただくため、実際に災害が発生した場合の避難行動や避難所における住民の役割分担など、各種訓練や研修の場を通じて周知を図っていきたいと考えております。

なお、避難所におけるＴＫＢ（トイレ・キッチン・ベッド）については、議員からも何度かご質問いただいているところですが、国では、避難所における生活環境の改善に必要な備蓄を促進するため、新たな支援制度を設けており、県においても復興基金により、自治体が行う防災体制の強化などについて支援することとしております。

町では、これらの支援制度の活用などを含めてさまざまな検討を進める中で、今回の補正予算でトイレカーの導入に関する予算を計上させていただいたところであります。

このようなことを通じまして、いつ発生するか分からない災害に備え、避難所における生活環境の更なる向上に努めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

いわゆる地域防災計画の中で見直しを進めているということなんですけれども、これは２、３日前の新聞のお伝えなんですけれども、いわゆる、いろんな皆さんの意見を聞くということは当然しなければならないんですけれども、特にやはり、ここには書いてありますけれども、女性とか子ども達とか、あるいはまた障がい者のみなさんの、今一番、問題になっているのは、その辺ですよね。そういう意見をきちっと聞いて、それを取り入れると、またその訓練自体も、やっぱりよく言われますように、普段できないことがもう緊急時でもできないということを改めて認識する中でしかやっぱり、今後の対策ができないと思いますので、その辺

の一番、防災、社会的弱者と言われている方がやっぱり災害の時も一番の弱者となりますので、その辺をきちっと踏まえておかないと、緊急時になっても結局どこにしわ寄せが来るかっていうことは、もう歴然としているわけです。たまたま今回私たちは、毎日の炊き出しはありませんでしたけれども、中には自主避難所の中では、男女入り混じり、交代で食事を提供している場所もありましたけど、中々そういった、普段からいろんな家庭の中においてもそうでしょうけども、最近若い人は料理をする、誰でもするような時代になってきましたけど、ある程度年代にいきますと、男はどうしたってそういったことをしないということが多々ありますので、そういったことも含めまして、今後の避難所運営、あるいはまた、避難の時にはどういうものが一番大事かっていうと、肝に据えておかないとこれは大変なことになってくると思います。

多分、当然、考えていると思いますけれども、改めて申し添えておきたいと思います。

それでは最後の質問に移ります。稗造地区の山の土砂崩れの調査について、お聞きします。

昨年2月に防衛省OBの方が来られ、県道が通行止めで工事中だったので、鵜野家バス停からドローンで穴水方面に広がる県道沿いの地域を観察し、その映像写真の提供を受けたものです。OBの皆さんは現在、神奈川県各自治体で防災アドバイザーもされており、ドローンを駆使して河川や海岸線的水中も含めて調査をし、災害防止の助言をされているとのことでした。

彼らが撮影した映像からは、普段見ることのできない場所の被害状況も確認することができました。学会にも発表するようなことを言って帰りました。

その時、この地点、県道が土砂で通行止めとなった山側は、専門家を交えて後から再度確認するなり、被害状況を確認した方が良いというアドバイスもありました。

昨年は9か月間の避難指示地区でもありましたが、今後の地震対策も考慮し、富来川南岸断層、富来川断層の今回の地震の影響も含めて、順次調査をすべきと思います。また、調査結果によってはハザードマップの改定も必要となるでしょうが、対応をお聞きします。

福田晃悦議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課 はい、議長。

堂下議員の「稗造地区の山の土砂崩れの調査について聞く」のご質問にお答えいたします。

地保地内における山腹の崩壊により、主要地方道輪島富来線が通行止めとなった箇所についてですが、現在は、仮橋により迂回路が設置されており、通行可能となっております。今後、石川県が崩落した斜面对策も含めて、災害復旧事業にて工事を行う予定で、現在は、詳細調査・設計中とのことであります。

さて、今回の能登半島地震では、この箇所も含めて、山腹が崩壊している箇所が多く見られます。このため石川県では、土石流や土砂崩れの恐れがある「土砂災害警戒区域」について、奥能登の全区域を対象に、来年の出水期までに見直しが必要かどうかを調べることにしています。奥能登での調査が終われば他の場所についても調べる必要があるか検討するとのことですので、県の調査結果により「土砂災害警戒区域」が改訂されるのであれば、町としても土砂災害ハザードマップを更新するなど、近隣住民の方に周知していく必要があると考えます。

富来川断層や富来川南岸断層の調査については、国土地理院など国や研究機関により、調査・研究が行われていると聞いておりますので、今後の状況を注視していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

きちっとした調査をして、また災害に備えてほしいと思います。

以上を持ちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

福田晃悦議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 議案第4号ないし第23号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第1号、第2号（委員会付託）

福田晃悦議長 次に、町長提出 議案第4号ないし第23号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第1号、第2号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（　　　休　　　会　　　）

福田晃悦議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明５日から13日までの９日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明５日から13日までの９日間は、休会することに決しました。

次回は、14日、午後２時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午後３時07分 散会）